

おかコ労発10-31号  
2011年03月23日

生協労組おかやま  
委員長 坂本 浩 様

生活協同組合おかやまコープ  
専務理事 平田 昌三



### 『東日本大震災』への職員派遣について

生協運動の発展のために奮闘頂いている貴組合に敬意を表します。

早速ですが、東北地方太平洋沖地震を発端とする東日本大震災における被災支援派遣が、今後継続して発生することが予想されます。被災支援派遣を実施する際には、派遣職員への対応を下記のとおり実施することとします。

#### 記

1. 東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)における被災支援派遣について、出発から帰協までの期間すべてを業務扱いとし、「出張旅費規程」を適用します。
2. 派遣内容や期間、派遣時の条件等に関する詳細情報を本人に事前説明し、ご家族などへの情報提供が行なえるようにします。支援派遣は、本人合意のもと、決定次第に労組に確認し組織全体に通知します。
3. 支援派遣者への保障として、災害時損害保険に加入します。ただし、放射能による災害は対象外となります。
4. 現地までの移動について、スムーズ到着できるように車輦にナビを搭載するとともに、事前に経路確認をします。通行ルートは基本的に高速道路を使用し、順次運転交代し安全運転を最優先します。移動中の食事・一定時間ごとの休憩は頻繁に行います。また、移動中や現地での睡眠に必要な資材(寝袋やマット)、緊急時などの簡易食、防災備品(ヘルメットなど)は、事前に準備します。なお、放射能汚染に対する防御方法の事前説明を行うとともに、帰協後の健診を場合により実施します。
5. 支援派遣のグループには隊長、ペアには班長を任命し、体調管理や安全確認に関する統制を行いません。支援日ごとに支援業務が変わる場合や定時連絡などに備え業務携帯を貸与し、当日の業務終了後や緊急報告等の事由が発生した場合、または地震などの災害発生による派遣中止や退避指示も含め、常時生協人事総務G担当者と連絡確認が行なえる体制を作ります。なお、担当は支援派遣ごとに貴組合に報告します。
6. 派遣中に個人から家族等への連絡方法が閉ざされる場合には、人事総務Gから自宅連絡を行い、個人の状態や活動報告等の詳細について状況報告します。また、支援派遣終了後、精神的及び肉体的な状態について個別確認を行なうとともに、派遣後の通常業務に影響が無いようケアや十分な休日を確保します。

以上